○坂出市日中一時支援給付事業実施要綱

平成18年10月１日要綱第36号

〔注〕平成21年７月から改正経過を注記した。

改正

平成19年４月１日要綱

平成20年７月１日要綱

平成21年７月13日要綱第15号

平成22年６月24日要綱第42号

平成23年３月10日要綱第39号

平成25年４月１日要綱第67号

坂出市日中一時支援給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，坂出市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年坂出市規則第44号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき，障害児・者（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保するとともに，障害者等が社会に適応するための日常的な訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）について必要な事項を定めるとともに，当該支援に要する費用の一部を給付することにより，障害者等の家族の就労を支援するとともに，障害者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供することを目的とする。

（事業の内容）

第２条　この事業は，日中，障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，学校の空き教室等において，障害者等に活動の場を提供し，見守り，社会に適応するための日常的な訓練その他市長が認めた支援に要する費用の一部を給付するものとする。

（指定日中一時支援事業者の指定）

第３条　指定日中一時支援事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けようとする者は，指定日中一時支援事業者指定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　事業者は，次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において，事業者は，該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

(１)　香川県から指定障害福祉サービス事業者の指定（短期入所）を受けていること。

(２)　香川県から指定障害児通所支援事業者の指定（児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス）を受けていること。

(３)　他市町から日中一時支援の委託，補助を受けている社会福祉法人等であること。

(４)　その他日中一時支援や事業運営を，市長が適切に行うことができると認める社会福祉法人等であること。

３　市長は，第１項に規定する申請書が提出されたときは，申請内容を審査のうえ，指定の可否を決定し，指定日中一時支援事業者指定決定通知書（様式第２号）または指定日中一時支援事業者指定却下通知書（様式第３号）により事業者に通知する。

４　事業者は，申請内容に変更があったときは，指定日中一時支援事業者指定内容変更届（様式第４号）により届け出なければならない。

５　市長は，前項の規定による変更届を受けたときは，指定日中一時支援事業者指定内容変更決定通知書（様式第５号）により事業者に通知し，指定内容を変更するものとする。

６　事業者は，事業を廃止し，または休止しようとするときは，指定日中一時支援事業者指定廃止・休止届（様式第６号）により10日以内に届け出なければならない。

（指定日中一時支援事業者の指定の取消し）

第４条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，当該事業者に係る前条の指定を取り消すことができる。

(１)　日中一時支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(２)　適切な事業運営を行うことが困難と認めるとき。

(３)　事業者が不正の手段または虚偽の申請により前条に規定する指定を受けたとき。

(４)　事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第３項に該当するに至ったとき。

(５)　事業者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の15第２項に該当するに至ったとき。

(６)　その他市長が必要と認めるとき。

２　市長は，前項の規定により指定の取消しを行ったときは，当該事業者に対し，指定日中一時支援事業者指定取消通知書（様式第７号）により通知する。

（対象者）

第５条　坂出市日中一時支援給付事業（以下「事業」という。）の対象者は，市内に住所を有し，在宅において生活しているもので，日中において監護する者がいないため，一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等とする。

２　前項の規定にかかわらず，介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する介護給付およびその他の法令等に規定するサービス（以下「その他サービス」という。）を受けることができるときは，その他サービスを優先するものとする。ただし，その他サービスの支給限度額を超える場合は，この限りでない。

３　事業を利用している時間は，ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービスは利用することができない。

（基準額）

第６条　事業に要する基準額は，別表１のとおりとする。

（利用の申請）

第７条　利用の申請については，規則第20条の定めるところによる。

（利用の決定等）

第８条　利用の決定等については，規則第21条の定めるところによる。

２　サービスの有効期限は，支給決定日から１年を経過する日の属する月の月末とする。ただし，支給決定日が月の初日の場合には，支給決定日から１年を経過する日とする。

（利用方法）

第９条　日中一時支援については，利用者と事業者との契約によるものとする。

２　前項の規定に基づき利用者と契約した事業者は，市長に対し，地域生活支援事業契約内容（記載事項）報告書（様式第８号）を提出するものとする。

（費用）

第10条　給付の額は，第６条に定める基準額により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

２　市長は，前項に規定する額を利用者に代わり，事業者に支払うものとする。

３　利用者は，第６条に定める基準額により算定した費用の額から当該額の100分の90を差し引いた額を事業者へ支払うものとする。ただし，同一の月において利用者の該当する別表２に規定する所得区分の上限額を超えた費用の額（移動支援給付事業，日中一時支援給付事業および地域活動支援センターⅡ型の合算による。）については，市長が当該利用者に代わり事業者に支払うものとする。

４　前２項の規定による支払があったときは，利用者に対し給付事業の支給があったものとみなす。

５　事業に要する経費以外の実費相当額は，別途利用者が支払うものとする。

（変更の届出）

第11条　変更の届出については，規則第22条の定めるところによる。

（変更の決定）

第12条　変更の決定については，規則第23条の定めるところによる。

（決定の取消し）

第13条　決定の取消しについては，規則第24条の定めるところによる。

（請求等）

第14条　事業者は，障害種別ごとに地域生活支援（給付）事業請求書（様式第９号），地域生活支援（給付）事業明細書（様式第10号），日中一時支援サービス提供実績記録票（様式第11号）を事業の提供のあった翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（支払等）

第15条　市長は，請求があった翌月末までに事業者に支払うものとする。

２　市長は，事業の適正な運営を図るため，事業者に対し，必要に応じて調査を行うことが出来るものとする。

（秘密の保持）

第16条　事業者および職員は，事業の実施に当たり，坂出市個人情報保護条例（平成17年坂出市条例第１号）の定めるところにより，個人情報の取り扱いには細心の注意を払うとともに，知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。また，その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成18年10月１日から施行する。

付　則（平成19年４月１日要綱）

（施行期日）

１　この要綱は，平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表２の規定にかかわらず，施行の日から平成19年６月30日までの間，同表の規定中「16万円」とあるのは「10万円」と読み替えるものとする。

付　則（平成20年７月１日要綱）

この要綱は，平成20年７月１日から施行する。

付　則（平成21年７月13日要綱第15号）

この要綱は，平成21年７月13日から施行し，平成21年７月１日から適用する。

付　則（平成22年６月24日要綱第42号）

この要綱は，平成22年６月24日から施行し，改正後の坂出市日中一時支援給付事業実施要綱の規定は，平成22年４月１日から適用する。

付　則（平成23年３月10日要綱第39号）

この要綱は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成25年４月１日要綱第67号）

この要綱は，平成25年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

|  |
| --- |
| 基準額 |
| ４時間まで | 2,000円 |
| ４時間を超えるもの | 4,000円 |

別表２（第10条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得区分 | 世帯の収入要件 | 上限額 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | ０円 |
| 低所得 | 市民税非課税世帯（18歳以上の障害者の場合，本人および配偶者のみを指す。） | ０円 |
| 一般 | 障害者の世帯（障害者本人および配偶者のみを指す。以下同じ。）の市民税所得割の合計額が16万円未満 | 9,300円 |
| 障害者の世帯の市民税所得割の合計額が16万円以上 | 37,200円 |
| 障害児の世帯の市民税所得割の合計額が28万円未満 | 4,600円 |
| 障害児の世帯の市民税所得割の合計額が28万円以上 | 37,200円 |

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第３条関係）

様式第４号（第３条関係）

様式第５号（第３条関係）

様式第６号（第３条関係）

様式第７号（第４条関係）

様式第８号（第９条関係）

様式第９号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）